

令和元年監査公表第1号

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第4項の規定により監査を実施したので、その結果を公表する。

令和元年 7月29日

半田市監査委員 西川 承

半田市監査委員 鈴木 幸彦

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和元年5月30日をもって提出のあった地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、監査した結果は次のとおりであるので、同条第4項の規定により通知する。

第1 監査の請求

1 請求人

半田市■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■
■■ ■■

2 請求書の提出

令和元年5月30日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく請求の趣旨は次のとおりである。（請求書原文のとおり）

○住民監査請求書（和令元年5月30日）

（請求の要旨） 措置対象は、半田市長です。

1. 請求の内容

半田市議会事務局に所属する市職員の現在の人数は7名です。そして、半田市議会議員は現在22名です。議員3名に約1名の議会事務局職員をつけている現

況です。

議会事務局の職員数を 3～4 名に見直していただくよう請求します。

2. 請求の理由

- (1). 請求者が時々、議会事務局を訪づれているが、その際、仕事をしている事務局員は少ない。
- (2). 請求者が「議会へ「市民の声」」を何回か事務局に提出をした件について、その回答書の全んどを事務局員が作成している。本来、報酬を得ている市議会議員が主体的に対応すべきです。
- (3). 市議会議員への事務局員による上げ膳据え膳方式の過剰なサービスは、必要ありません。市議会議員己から行なうべきです。

以上

第 2 請求の要件審査

請求書は、全体として地方自治法（以下、「法」という）第242条第1項の規定による要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述及び補正

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して令和元年 6 月 11 日に陳述の機会を与え、請求人の趣旨を補足する陳述を受けた。

(陳述に出席した請求人) ■■ ■■

2 監査の対象事項

本件請求においては、半田市議会事務局の職員 7 名分の給与のうち、3 名分の給与について、法第 242 条第 1 項に規定する違法または不当な公金の支出であるか否かとした。

なお、請求人からは同条第 2 項のただし書の正当な理由があるときについての疎明もないことから、同項本文の規定に基づき、当該公金の支出が本件請求の日において 1 年を経過しているものについては監査の対象外とした。

3 関係書類の提出及び説明

監査対象部局を議会事務局議事課とし、関係書類の提出及び説明を求めた。これにより関係職員が行った説明の要旨は次のとおりである。

- ・ 議会事務局は地方自治法により設置することができるとされており、半田市議会事務局条例により設置されている。

- ・平成30年度の課の年次有給休暇取得の平均日数は8.55日（庁内全体平均9.33日）である。
- ・平成30年6月から令和元年5月の間で、欠勤をした職員はいない。
- ・議会事務局は地方自治法で「議会に関する事務に従事する」と定められている。その役割について、議事運営、その他の議会活動を支援するものと解しており、「市民の声」についても、受け付けを始め、回答までにかかる事務を行っている。

第4 監査委員が認定した事実

監査対象事項に関し、次の事実関係を認めた。

- ・議会事務局の職員定数は、半田市職員定数条例第2条により7名と定められている。
- ・議会事務局の職員の行うべき事務は、半田市議会事務局処務規則により『議会へ「市民の声」』の処理以外にも存在する。
- ・議会事務局職員の年次休暇取得の平均日数が、他部課と比較して平均的であり、特段多いとは認められない。
- ・近隣自治体の議員定数に対する議会事務局の職員数の割合を、半田市議会事務局のそれと比較した場合、半田市議会事務局の職員数が特段多いとは認められない。
- ・『議会へ「市民の声」』の対応は、議会活動支援の一環として行っており、業務外とは認められない。
- ・給与の支払いは手続きに従って執行されている。出勤状況と給与支払い状況に齟齬は認められない。

第5 判断

審査の結果、本件請求については、合議により次のように決定した。

住民監査請求は、法第242条の定めにより、市民が、市長や市の職員による財務会計上の行為が違法又は不当であり、その結果、市に損害が生じていると認められるときに、監査委員に対し監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求する制度である。

まず、半田市議会事務局職員に対する、給与支払いが違法または不当であるか否かについて監査を行った。地方公務員法第30条にある職務専念義務については事実証明書の提出がなく、監査の対象としなかった。

議会事務局職員の出勤状況及び給与支払い状況に齟齬は認められず、給与の支払いは半田市職員の給与に関する条例及び半田市会計管理者事務決裁規程の手続きに従って行われており、違法性は認められない。

次に、議会事務局職員数が適正か否かについては、半田市職員定数条例で7名の職員は認められていることから、違法性は認められない。

半田市議会事務局処務規則により『議会へ「市民の声」』の処理以外にも議会事務局が行うべき事務は存在することが認められ、年次有給休暇の取得日数も平均的であることから、定められている事務を執行するのに7名は妥当ではないという根拠は存在しない。また、近隣自治体と比較しても、半田市議会事務局職員数が特別に多いとは言えない。

上記から、半田市に損害が発生しているという事実は認められないため、本請求には理由がない。

第6 結果

以上の理由により、本住民監査請求は、理由がないものとして棄却する。